

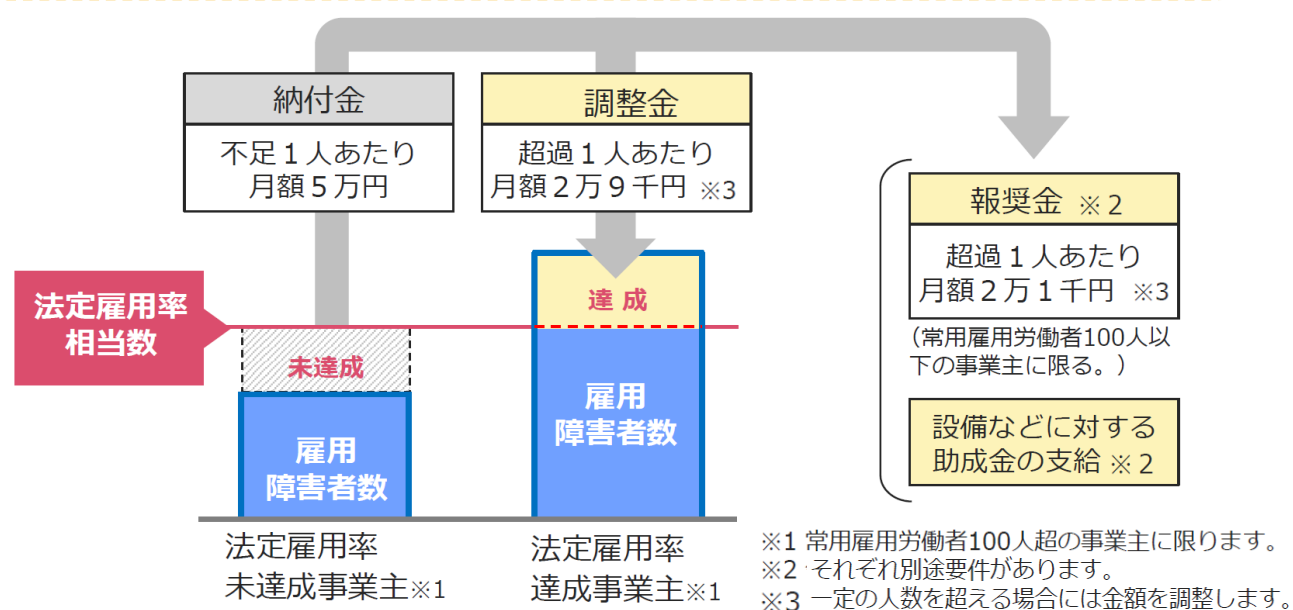
障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯の責務を果たしていただくため、法定雇用率を満たしていない事業主※から納付金を徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対しては調整金、報奨金や各種の助成金を支給しています。これを「障害者雇用納付金制度」といいます。
※納付金は、常用雇用労働者100人超の事業主に限ります。



制度のポイント

- 常用雇用労働者100人超の事業主は、毎年度、納付金の申告が必要です。
- 法定雇用率を下回る場合は、申告とともに、納付金の納付が必要です。
- 法定雇用率を上回る場合は、事業主の申請に基づき調整金が支給されます。



【問い合わせ先】 高齢・障害・求職者雇用支援機構（J E E D）
(TEL 099-813-0132)

障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務

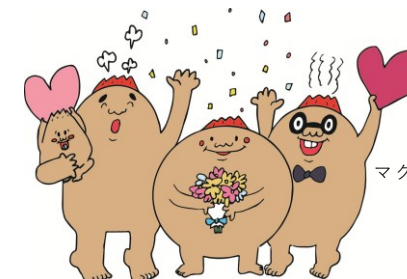
- ◆ 単に「障害者だから」という理由で差別していませんか
- ◆ 障害特性に配慮した必要な施設の整備や援助者の配置などの措置を講じていますか

募集・採用、賃金、配置などで障害者であることを理由に排除することや、障害者に対してのみ不利な条件とすることなどは差別に当たるとして禁止されています。

障害により支障となっている事情を改善するための措置（合理的配慮）とは、例えば、聴覚障害者に対して採用面接を筆談で行ったり、知的障害者に対して本人の習熟度に応じて業務量を徐々に増やしたりすることなどで、障害者の個々の事情に応じて、事業活動への影響の程度、費用・負担の程度、公的支援の有無などを総合的に判断し、事業主の過重な負担とならない範囲で措置を講じていただく必要があります。

【問い合わせ先】 鹿児島労働局職業対策課（TEL 099-219-8712）

事業主のみなさまへ



マグマシティ PR キャラクター
火山の妖精 マグニョン

障害者雇用ガイド

障害者雇用について

障害者の雇用促進を図るため、事業主には雇用する常用労働者数に応じて、障害者の雇用が義務付けられています。

これは、「障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。」という障害者の雇用の促進等に関する法律の基本理念に基づくものです。

一人でも多くの障害者が職業を通じて社会参加を果たすことができますよう事業主の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

ポイント

○障害者の法定雇用率が令和8年7月から引き上げられました。

	令和6年4月から	令和8年7月から
法定雇用率	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	40.0人以上	37.5人以上



鹿児島市雇用推進課

〒892-8677 鹿児島市山下町11-1 みなと大通り別館5階
TEL 099-216-1325 FAX 099-216-1303

令和8年9月1日発行



障 害 者 雇 用 の た め の 助 成 金 制 度

(令和8年9月1日現在)

障害者を雇用した場合や雇用しようとする場合に受けられる助成金 ①～⑦、⑨～⑪ 障害者の雇用を継続するために受けられる助成金 ⑧～⑪

① トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

就職が困難な障害者をハローワークなどの紹介により、一定期間試行雇用する事業主に対して助成します。

助成額等	【障害者トライアルコース】1人あたり月額最大4万円（最長3か月） ※精神障害者を雇用する場合、月額最大8万円（最大8万円×3か月、その後4万円×3か月（最長6か月）） 【障害者短時間トライアルコース】1人あたり月額最大4万円（最長12か月） ※精神障害者・発達障害者に限る
------	---



② 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成します。

助成額等	(1) 重度障害者等（短時間労働者を除く） 対象者1人につき、100～240万円（助成対象期間：1年6か月～3年） (2) 重度以外の障害者（短時間労働者を除く） 対象者1人につき、50～120万円（助成対象期間：1年～2年） (3) 短時間労働者 対象者1人につき、30～80万円（助成対象期間：1年～2年）
------	--



③ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

発達障害者や難病患者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成します。

助成額等	・1人あたり50～120万円（助成対象期間：1年～2年） ・短時間労働者は30～80万円（助成対象期間：1年～2年）
------	---



④ 鹿児島市就職困難者等雇用奨励金

鹿児島市内に在住する障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金の支給決定を受けた市内に事業所を有する中小企業の事業主に対して助成します。

助成額等	(1) 重度障害者等 1人あたり月額6千円を12か月間 (2) 重度以外の障害者、発達障害者・難治性疾患患者 1人あたり月額3千円を12か月間
------	--



⑤ 企業による障害者雇用体験事業

障害者の雇用経験のない事業所において、短期の雇用（最長14日間）を体験していただく事業です。

助成額等	(1) 奨励金 事業主に対し、障害者1人につき日額1千円 (2) 手 当 障害者に対し、日額3千円
------	--



⑥ 障害者職場実習等支援事業

障害者を雇用したことのない事業主等が、ハローワーク等と協力して一定期間の職場実習を実施した場合、または、障害者雇用に見解がある事業主が、自社への職場見学等を実施した場合に謝金を支給します。

助成額等	(1) 職場実習の場合 実習対象者1人につき1日あたり5千円 (2) 職場見学等の場合 見学事業主1社につき1日あたり5千円
------	---



⑦ 障害者雇用相談援助助成金

対象事業者（労働局から認定を受けた事業者）が、障害者雇用に関するノウハウが不足している利用事業主に対して、対象障害者の雇入れおよびその雇用の継続のために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を実施した場合に対象事業者へ助成します。

助成額等	(1) 障害者雇用相談援助事業を行った場合 60万円（中小企業または除外率設定業種事業主 80万円） (2) (1)の後、対象障害者を雇い入れ、かつ6か月以上の雇用継続を行った場合 1人につき7万5千円（中小企業または除外率設定業種事業主 10万円）（※4人まで）
------	---



⑧ キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

障害者の雇用促進と職場定着を図るために、次のいずれかの措置を継続的に講じた事業主に対して助成します。

- ・ 有期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員含む。）又は無期雇用労働者に転換
- ・ 無期雇用労働者を正規雇用労働者（多様な正社員含む。）に転換

助成額等	(1) 重度身体・知的障害者、精神障害者 対象者1人につき、45～120万円（助成対象期間：1年） (2) 重度以外の身体・知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者 対象者1人につき、33～90万円（助成対象期間：1年）
------	--



⑨ 障害者作業施設設置等助成金・障害者福祉施設設置等助成金

対象障害者の障害特性による就労上の課題や、加齢に伴う就労上の課題を克服・軽減するために作業施設や障害特性に配慮した福祉施設の設置・整備を行う事業主に対して助成します。

助成額等	(1) 作業施設設置等助成金 対象費用の2／3 (2) 福祉施設設置等助成金 対象費用の1／3
------	--



⑩ 障害者介助等助成金

対象障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理や、加齢に伴う心身の変化により生じる課題のために必要な介助等の各種措置を行う事業主に対して助成します。

助成額等	(1) 職場復帰支援助成金 対象障害者1人につき月4万5千円（中小企業 月6万円） (2) 中途障害者等技能習得支援助成金 対象費用の3／4 (3) 中高年齢等障害者技能習得支援助成金 対象費用の3／4 (4) 職場介助者の配置又は委嘱助成金 対象費用の3／4（継続措置及び中高年齢等措置 対象費用の2／3） (5) 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金 対象費用の3／4 （継続措置及び中高年齢等措置 対象費用の2／3） (6) 職場支援員の配置又は委嘱助成金 配置：1人につき月7千5百円～4万円、委嘱：1回1万円 （中高年齢等措置 配置：1人につき月7千5百円～4万円、委嘱：1回1万円） (7) 健康相談医の委嘱助成金 対象費用の3／4 (8) 職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金 対象費用の3／4 (9) 職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金 対象費用の3／4 (10) 介助者等資質向上措置に係る助成金 対象費用の3／4
------	---



⑪ 重度障害者等通勤対策助成金

対象障害者の障害特性に応じ、通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成します。

助成額等	(1) 住宅の賃借 (2) 指導員の配置 (3) 住宅手当の支払 (4) 通勤用バスの購入 (5) 通勤用バス運転従事者の委嘱 (6) 通勤援助者の委嘱 (7) 駐車場の賃借 (8) 通勤用自動車の購入 (1)～(8) 対象費用の3／4
------	--



【問い合わせ先】

①	ハローワークかごしま	TEL：099-250-6091
②	鹿児島労働局職業対策課	TEL：099-219-8713
③	鹿児島労働局職業対策課	TEL：099-219-8712
④	鹿児島市雇用推進課	TEL：099-216-1325
⑤	かごしま障害者就業・生活支援センター	TEL：099-248-9461
⑧	鹿児島労働局職業対策課	TEL：099-219-5101
⑥⑦⑨⑩⑪	高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）	TEL：099-813-0132

